

土壌汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

◎土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年五月十九日法律第三十三号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第六条の規定 公布の日
- 二 第一条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 附則第四条の規定 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）の公布の日又はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）のいずれか遅い日